

# 文京区子どもショートステイ事業・トワイライトステイ事業

## 利用時の医療に関するお願い

文京区子どもショートステイ事業・トワイライトステイ事業のご利用に当たり、利用期間中のお子様の体調管理には万全を尽くしてお預かりいたしますが、万が一に備えて、以下の事項について、ご確認くださいませようお願ひいたします。

- 1 お子様に医療的処置が必要と判断したときは、原則として、緊急連絡先に連絡いたします。そのため、利用申込時には、必ず連絡を取ることができる電話番号を緊急連絡先としてご記入ください。
- 2 お子様に医療的処置（通院、入院等）が必要と判断され、ご家族や緊急連絡先とも連絡を取ることができないときは、文京区子ども家庭支援センター及び社会福祉法人武蔵野会が協議の上、対応させていただきます。（平日の日中…小児科、夜間・休日…病院救急外来）
- 3 事故又は疾病（けが、発熱、発疹、下痢、嘔吐、咳、じんましん等）により、お子様に緊急に医療が必要なときは、直ちに医師の治療を受けますが、この場合の費用は、保護者様の負担となります。

### **【医療費について】**

原則として、保険証・医療証の預かりは行っておりません。そのため、医療費の10割又は預かり金等を一時的に立て替え、お子様の送迎時等に精算させていただきます。医療機関及び加入されている医療保険制度への医療費の返還・精算手続きにつきましては、保護者様にて対応させていただきます。

- 4 利用期間中において、感染症が発生したときは、発症児のいる居室を隔離するなど、可能な限りの処置をいたしますが、必ずしも、お子様に対する感染を防止できるとは限りません。  
また、お子様を介して、ご家族の方に感染することも考えられますが、ご承知おきください。

※ ご不明な点に関しましては、文京区子ども家庭支援センター家庭支援係にお問い合わせください。

以上の内容に同意します。

令和 年 月 日

氏名